

今後の子ども施策等について

1 子どもまんなか社会の実現に向けた本市の取組について

(1) 子どもまんなか社会を目指す国の取組

国では、子どもや若者に関する施策について、これまでも待機児童対策、幼児教育・保育の無償化及び児童虐待防止対策の強化など、様々な施策の充実に取り組んでいるものの、依然として少子化の進行、人口減少が続いている状況です。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている危機的な状況であることも踏まえ、「常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据え、強力に進めていくことが急務である」としています。

そして、国は、本年4月1日、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくための強い司令塔機能を有する「子ども家庭庁」を設置するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として「子ども基本法（令和4年法律第77号）」を施行しました。

※「子ども」とは、心身の発達の過程にある者（子ども基本法第2条第1項）をいいます。

(2) 子ども基本法

子ども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することを目指すとともに、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。

同法は、子ども施策を行うに当たっての6つの基本理念のほか、子ども施策に関する大綱（以下「子ども大綱」という。）の策定について定めるとともに、地方公共団体（市町村）に次の責務や義務を求めています。

- ・ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（第5条）
- ・ 市町村は、子ども大綱（及び都道府県子ども計画）を勘案して、「市町村子ども計画」を定めるよう努めるものとする。（第10条第2項）
- ・ 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。（第11条）
- ・ 都道府県及び市町村は、子ども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。（第13条第2項）

※「こども大綱」は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなります

(3) 本市における今後の取組

本市では、こうした国の動向を踏まえ、令和5年度については、次の各項目について取組を進めます。

ア 庁内横断的な連携体制の構築

こどもまんなか社会の実現に向けては、あらゆる分野において、こども基本法の理念の理解やそれを踏まえた取組が必要となることから、まず、庁内の各分野横断的に知識及び意識の共有を図るとともに、各分野において可能な取組を検討するため、庁内の連携体制をより強化していきます。

イ 市町村こども計画の策定に向けた準備

現在、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども共育計画」の次期計画策定に向けた基礎調査を開始するところですが、これらと併せて、こども基本法において努力義務とされた市町村こども計画の策定についても、今秋に発出予定の「こども大綱」に基づき、藤沢市子ども・子育て会議などにおいて議論しながら、取組を進めます。

ウ こどもの意見反映の推進

今後、こどもの意見反映が推進されるよう、こどもが意見を表明しやすい環境整備や、意見聴取及び施策反映の手法を検討・試行していきます。

エ 新たなこども施策の検討

こども家庭庁においては、予算の基本姿勢として、1.こども政策は国の未来への投資であり、安定財源を確実に確保すること、2.単年度だけではなく複数年度で戦略的に考えていくこと、3.こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進めること、4.こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組むこと、5.支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届けることを掲げ、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援に取り組むとしています。

本市においても、こどもや子育て当事者等の意見を尊重しつつ、それらを反映させた新たな施策の実施や財源の確保について取組を行っていきます。

<令和5年度スケジュール>

令和5年	5月	藤沢市子ども・若者庁内連携会議の開催（ア、ウ）
	6月	次期「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども共育計画」の基礎調査業務開始（イ）
	7月～8月	こどもの意見反映に関する試行（ウ、エ）
	10月	こども大綱の発出を待って、計画形態等の検討開始（イ）

2 こども家庭センターの設置について

(1) 児童福祉法の改正

平成28年の児童福祉法等の改正以降、虐待や貧困などの課題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」と、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」の設置が市町村において進められてきました。しかし、それぞれの機関で情報が十分に共有されず、深刻な事案に至った事例も存在することから、双方が一体となって対応していくことが今まで以上に求められています。

そのため、令和4年6月15日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、両機関の果たしている機能・役割を維持しながら、組織を一体的に運営することで支援強化を図る体制として「こども家庭センター」を設置することが市町村の努力義務となりました。

(2) 本市の現状と今後の取組

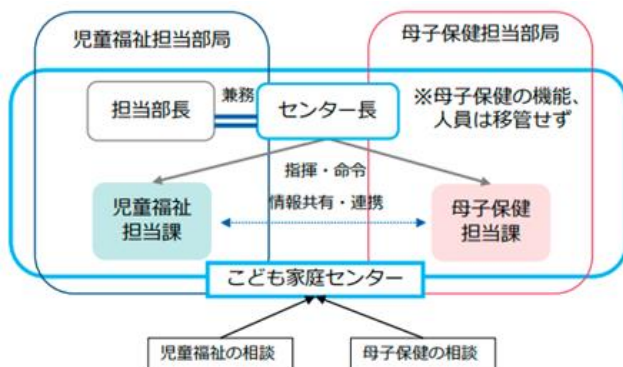
本市においては、現在、「子ども家庭総合支援拠点」を子ども家庭課において、「子育て世代包括支援センター」を健康づくり課において所管し、これまでも両機関が連携を密に取りながら虐待対応や相談・支援等を行ってきましたが、このたびの児童福祉法の改正を受け、一連の支援を切れ目なく更に充実させるため、両機関が一体的に取り組むことができる「こども家庭センター」へ転換する取組を進めます。

具体的には、令和5年12月に虐待対応や相談・支援の状況を関係課で情報共有するための児童相談システムを稼働させるとともに、今後に示される国のガイドライン等の内容に基づいて、子ども青少年部と健康医療部で調整を行いながら一体的な支援体制が構築できるよう、令和6年4月の開設に向けて準備を進めていきます。

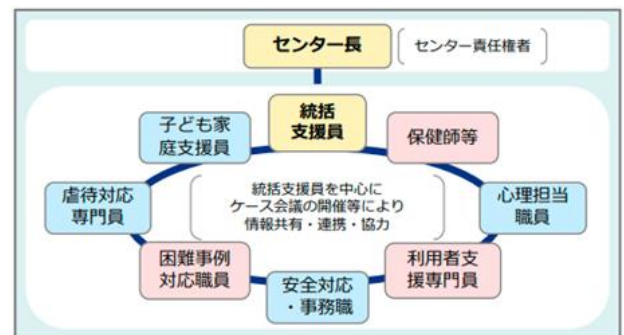
こども家庭センターに転換した後は、現在の両機関において、これまで実施してきた児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等に加え、新たな対応として、児童福祉及び母子保健の双方に知識を持つ「統括支援員」を中心に、妊娠届出時から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援につなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、多様な家庭環境等に対する支援体制の充実を図るための地域資源の開拓を実施していく予定です。

<国が示す組織体制のイメージ>

【図1】



【図2】



3 保育需要の状況と今後の対応について

(1) 待機児童数の状況

令和5年4月の保育所等利用申込みにおいては、昨年度と比較し、就学前児童数が481人減少する中、利用申込児童数は163人増加しました。また、入所決定児童数は148人増加しましたが、希望した施設に入所できなかった入所保留児童数も15人増加しました。こうした結果、令和5年度の本市の国基準の待機児童数は3人となり、これは入所定員の充足率の上昇が主な要因となっています。

待機児童数の状況（令和5年4月1日現在）

単位：人

項目	令和5年4月 A	令和4年4月 B	増減 A－B
就学前児童数	20,778	21,259	△ 481
保育所等利用申込児童数①	8,978	8,815	163
入所決定児童数②	8,518	8,370	148
入所保留児童数③＝①－②	460	445	15
幼稚園預かり保育④	18	15	3
企業主導型保育事業⑤	40	43	△ 3
藤沢型認定保育施設⑥	28	13	15
年度限定保育事業⑦	8	14	△ 6
求職活動を休止⑧	62	75	△ 13
特定の保育所等を希望⑨	204	192	12
育児休業中⑩	97	93	4
待機児童⑪＝③－(④～⑩)	3	0	3
定員数	8,782	8,768	14
定員充足率	97.0%	95.5%	1.5

(2) 保育需要への対応

本市では「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づき、今後の保育の需給バランスを見据えた受け皿確保を進め、令和3年度から2年連続で国基準の待機児童を解消しましたが、今年度は就学前児童数の減少がより一層顕著となる中、利用申込児童数の増加はやや鈍化したものの、待機児童が生じる結果となりました。

こうした状況を踏まえ、次のとおり対応を図りながら、今後の保育需要の動向を見極めたうえで、さらなる取組を検討します。

ア 既存保育施設の定員拡大

既存保育施設の再整備を支援し、保育環境を確保するとともに、定員拡大を図ります。現在、二葉保育園が令和6年4月の開所（定員5人増）に向けた再整備を進めており、引き続き支援を行っていきます。

また、既存保育施設の定員構成の見直しなど、需要に即した受け皿確保をより

一層進めるための方策を検討していきます。

イ 私設保育施設等での受入れ

一定の基準を満たす私設保育施設（認可外保育施設）を地方単独認証保育施設として認定する、藤沢型認定保育施設事業の対象拡大や、市内の幼稚園が行う預かり保育事業の長時間化の推進等により、保育需要への対応を図ります。

ウ 保育士不足への対応

令和5年4月の保育所等利用申込において、保育士不足を理由に受入れができなかった定員枠は127人分（昨年度158人分）生じており、この定員枠で受入れを行うためには38人（昨年度49人）の保育士が必要な状況となりました。昨年度と比較し、やや改善傾向にあるものの、保育士不足は保育の受け皿確保における課題となっています。

今年度はこれまでの保育士確保策の実施に加え、保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士就労奨励助成事業の対象拡大等を図るとともに、保育士向けの就職相談会を近隣自治体と協同開催するなど、対策の充実を図ります。また、保育士の配置基準についても、国が予定する見直しの動向を踏まえ、対応を検討していきます。

(3) 多様な保育ニーズへの対応

本市では多様な保育ニーズへの対応として、一時預かり事業や病児保育事業、医療的ケア児保育事業等を実施しています。これらの事業においても、今後の利用者ニーズを踏まえ、実施体制の拡充や対象要件の緩和等を検討していきます。

4 放課後児童クラブの状況と今後の対応について

(1) 待機児童数の状況

令和5年4月1日時点における放課後児童クラブの入所・待機等の状況は、市内で77クラブ、定員4,665人に対し、入所児童数は4,230人、待機児童数は113人となりました。

学年別入所と待機の児童数（令和5年4月1日現在）

単位：人

	内訳	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	定員
令和5年度	入所	1,359	1,146	841	514	247	123	4,230	4,665
	待機	21	24	21	19	17	11	113	
令和4年度 (参考)	入所	1,267	1,067	792	508	270	70	3,974	4,540
	待機	3	3	6	7	11	20	50	

※令和5年度の待機児童数が10人以上の小学校区は、長後・藤沢・本町・辻堂・新林の5小学校区です。（令和4年度は石川・村岡の2小学校区）

この間、令和4年度に3クラブの整備を行い、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づくクラブ数を確保するとともに、屋内スペースの有効活用や指導員の体制強化を図り、計画上の確保見込みを上回る定員を確保してきましたが、昨年度に比べて待機児童数が63人増加しました。

この要因は、小学校区によって入所希望児童数に差異があることに加え、特に南部の小学校区において昨年度実績を大きく上回る申込みがあったことによるものです。

(2) 今後の整備等

令和5年度は、令和6年4月の開所を目指し、3クラブの整備を進めます。具体的には、藤沢小学校区、湘南台小学校区においては運営事業者公募による整備を、高砂小学校区においては既存事業者による整備を予定しています。

なお、令和6年度は、令和7年4月の開所を目指し、辻堂小学校区、新林小学校区において各1クラブずつ、既存事業者による整備を計画しています。

<令和5年度スケジュール>

令和5年	3月～	事業者公募開始（藤沢・湘南台の2小学校区）
	6月～7月	設置運営事業者の選考（　　〃　　）
	8月～	保護者説明会等の周知開始（以下、3小学校区共通）
	9月	補正予算案上程→可決後、施設整備を開始
	11月～	令和6年度入所申込受付開始
令和6年	3月	施設整備終了
	4月	新クラブ開所

5 放課後子ども教室の拡充について

「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」では、地域子どもの家、または児童館が整備されていない6小学校区（御所見、天神、善行、明治、大清水、新林）において、安全・安心な子どもの活動拠点として、地域住民が子どもたちを見守る側として運営に参加していただく「放課後子ども教室」の整備を目指すこととしています。

令和5年度は、そのうち2小学校区（御所見、善行）での試行を予定しており、令和6年度からの本格実施を目指し協議を進めます。残りの4小学校区については、令和6年度以降の試行及び本格実施に向け、検討を進めます。

※「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」は、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども共育計画」を補完するものとして、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間として策定された計画です。

<令和5年度スケジュール>

令和5年	5月	試行実施学校（御所見小学校・善行小学校）と協議
	7月～	運営委員会、見守る人の募集、地域団体と協議
	10月～	試行開始
令和6年	2月～3月	試行について検証、学校と協議
	4月	事業実施

6 母子保健事業の拡充について

母子保健事業については、主に母子保健法等に基づき、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども共育計画」に従って、母子保健施策の推進のため、取り組んでおります。

先日、国では「こども未来戦略方針」が閣議決定され、支援が手薄になっている妊

娠・出産期から2歳までの支援を強化することも明記されました。本市においても、より一層、妊娠期からの切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

<令和4・5年度新規事業>

【令和4年度】

令和5年 2月～ ○出産・子育て応援事業

- ・経済的支援：妊娠期・子育て期に各5万円―計10万円を給付。
- ・伴走型相談支援：妊娠届出時・妊娠8か月時（希望者のみ）・ハローベビィ訪問時に情報提供や個別相談等により、必要な支援への連携を図る。

【令和5年度】

令和5年 4月～ ○新生児聴覚検査費用助成

- 多胎妊婦への妊婦健康診査費用助成を5回分上乘せ
- 産後ケア事業におけるアウトリーチ型の開始による拡充。

7 小児医療費助成制度の拡充について

小児医療費助成制度は、子どもの医療費に係る保護者の経済的負担を軽減し、子どもたちの生活を支援することにより、すべての子どもたちが笑顔で健やかに育つ、子育てしやすい環境づくりの推進を図るため、制度の拡充を進めてまいります。

<拡充状況>

令和5年4月 中学生の所得制限を撤廃

令和6年4月 助成対象年齢を高校生世代（満18歳に達する日以後の最初の3月31日）まで拡大予定

以 上